

第19回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和7年1月10日

第19回農業委員会（総会）

令和7年1月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第1号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 3件
- 第 3 報告第2号
農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）… 3件
- 第 4 報告第3号
農地利用変更届出について（報告）… 1件
- 第 5 議 第1号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 4件
- 第 6 議 第2号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 7 議第3号
農用地利用集積計画【農地中間管理権】（案）の決定につき、意見聴取することについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 8 議第4号
農用地利用集積計画（案）の決定について
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	3 番	杉江 善博	4 番	角井 廣司
5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫	7 番	今井 修
8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣	10 番	田中 廣之
11 番	中島 健一	13 番	奥村 次一	14 番	堀 裕子

・会議に欠席した委員

2 番	我孫子 利和	12 番	木下 弥生
-----	--------	------	-------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
7 番	平井 重己	8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春
10 番	一浦 秀樹				

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主査	山本 順子
主査	湯村 亮太				

農林水産課

課長	山田 高裕	主事	三橋 優美
----	-------	----	-------

事務局長

新年、明けまして、おめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。早速、今年の干支である「乙巳」の意味を調べますと、「乙」は、困難があっても紆余曲折しながら進むことや、しなやかに伸びる草木を表すとの意味があり、また、「巳」は蛇のイメージから「再生と変化」を意味するそうです。

この2つの組み合わせである乙巳には、「努力を重ね、物事を安定させていく」といった縁起の良さを表しています。

その他、「巳」を果実の「実」にかけて「実を結ぶ」年とも言われ、第25期の両委員におかれても、任期の折り返し点を過ぎ、実質実を結ぶ年となりました。

また、次期農業委員会委員の候補者を見出していただく年となりましたので、皆様の熱意と行動力でもって、農業委員会委員の認知をさらに高めていただきますよう、お願ひ申し上げます。

では、定刻となりましたので、只今から第19回草津市農業委員会総会を開催します。季節性インフルエンザ警報が、県下全域に発令されています。感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますことと、可能であれば、マスクの着用についてご協力いただきますよう、お願ひ申し上げます。

その他、会議途中で、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願ひします。

本日、2番 我孫子利和委員と12番 木下弥生委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中12名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願ひします。

事務局長

では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願ひします。

私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願ひします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、田中会長よろしくお願ひいたします。

会長

みなさま明けましておめでとうございます。事務局長からもありましたよ

うにインフルエンザが流行しております。出来るだけマスク、手洗いで予防していただき、健康維持に努めていただきたいと思います。

会長 ただいまから、第19回草津市農業委員会総会を開会します。
本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りであります。
本日も、議事にかかる図面確認は、タブレット端末をご活用いただきますようお願いいたします。

会長 それでは、これより日程に入ります。
日程第1会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号7番 今井修委員、議席番号10番 田中廣之委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。
この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。
今月の届出は、3件です。議案書は、2～4ページです。

番号1番は、上笠四丁目に事業所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、分譲宅地として、共有名義を含む譲渡人8名が各々に所有する、矢橋町地先の地目・現況とも畑4筆972㎡、地目畑、現況雑種地3筆1,133㎡、地目田、現況雑種地1筆204㎡、計8筆2,309㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該案件は、令和6年4月に、別の法人を譲受人として農地転用の届出を受理し、令和6年6月の総会にて、報告事項として報告を行いました。

前回の計画では、所有者から譲受人となる法人へと所有権の移転登記および地目変更登記を行い、その後、今回の変更となった譲受人となる法人へ所有権移転登記を行う予定でしたが、今回変更となった譲受人たる法人に所有権を直接移転したいという申し出があり、再度届出をなされたものでございます。

市街化区域内の農地転用にかかる届出制度には、取下げ等の処理方法がありませんことから、再度、上書きという形で処理されるものです。

事業計画そのものについて変更はなく、隣地境界についてはL型擁壁と、一部コンクリートブロックを設置し、雨水排水は、敷地勾配を拡幅する道路に向けてつけ、会所柵を設けて、西側道路側溝を通じて放流されます。

敷地は、道路高に合わせるよう、盛土および一部切土を行われます。

隣接地は、畑・宅地・雑種地・道路であり、農地の所有者には、今回の経過を説明した上で、再度隣地承諾を得られております。

番号2番は、上笠四丁目に事業所を有し、不動産業者を営む法人こと譲受人が、露天駐車場として、共有名義を含む譲渡人5名が各々に所有する、矢橋町地先の畑5筆計704㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界は、L型擁壁を設置され、西側道路高に合わせ50cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、基本浸透式で対応され、余剰水は敷地勾配を西側道路に向けて付け、西側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路および畑であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号3番は、栗東市霊仙寺六丁目に事業所を有し、不動産業者を営む法人こと譲受人が、長屋住宅として、譲渡人が所有する、矢倉一丁目地先の田1筆681㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界については、コンクリートブロックおよびL型擁壁を設置され、西側道路高に合わせ、最大50cm前後の盛土を行われます。

雨水排水は、敷地勾配を西側道路に向けて付け、集水柵を通じて西側道路側溝へ放流する計画となっております。

隣接地は、畑・田・宅地および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は12月4日付、番号2番は12月13日付、番号3番は12月19日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第1号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番から3番までを議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第2号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものです。

今月の通知は、3件です。議案書は5～6ページです。

番号1番および2番は関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

北山田町に住所を有する番号1番の賃借人は、番号2番の賃貸人が所有する下笠町地先の田4筆計8,709㎡に対して、農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金を通じて、農用地利用配分計画により賃貸借権の設定をされておりましたが、合意解約がなされました。

今後は、この後、議第4号により審議いただきます農用地利用集積計画(案)に基づき、別の担い手の方が、売買により農地を取得され、現状のままで、ねぎを栽培される予定となっております。

番号3番は、馬場町に住所を有する賃借人は、賃貸人が管理する北山田町下地先の田2筆、片岡町地先の田1筆、穴村町地先の田2筆、北大萱町地先の田1筆、上寺町地先の田1筆、志那町地先の田1筆、計8筆の18,994㎡に対して、農用地利用配分計画に基づく、農地の賃貸借権の設定をされておりましたが、今回合意解約がなされました。

解約後は、農地中間管理機構が、新たな耕作者と契約される予定です。

今後は、北山田町においてはねぎ、片岡町、穴村町、北大萱町、上寺町、志那町地先では水稻を栽培される予定となっております

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、願います。

6 番 解約されて、また次の耕作者さんがおられるとのことですがけれども、効率化等を考えての解約なのか、それ以外の理由があるのか、参考までに教えてください。
中瀬

事務局 番号1番2番の案件につきましては、2番の貸人の方が土地の売却を望んでおられまして、第3者の方が購入するにあたって、現在の耕作権の解約をされたものでございます。

会長 その他発言はありませんか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第2号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第3号「農地変更届出について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第3号農地変更届出について説明いたします。
この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとする場合、届出いただくものです。
特段、法令上の規定はございませんが、登記地目を変更する場合、農業委員会の証明が必要となることと、造成行為があるため、農地転用との区別を行うためにも届出を促しているものです。

今月の届出は、1件です。議案書は7ページをご覧ください。

番号1番は、届出人たる、本人が所有する下笠町地先の田1筆221㎡について農地利用変更届を提出されました。

届出地は、住宅に囲まれた矮小な土地であり、水分を多く含んだ湿田で、ぬかるむことから機械が沈み、耕作が難しいため盛り土をし、畑として利用するため申請がなされたものです。

計画では、畔の高さまで造成されます。畑にしてからは、果樹や季節野菜を栽培される予定です。

また、隣接地は、宅地・道路・水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

以上1件、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はありませんでしたので、番号1番は、12月3日付けにて受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上でご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第3号を終わります。

会長

次に、日程第5議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第1号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、4件です。議案書は、8ページです。

番号1番は、守山市播磨田町に住所を有する譲受人が、譲渡人の所有する、馬場町地先の登記地目田、現況畑の2筆計1,493㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、新規就農するため園芸専門学校で3年間農業技術を取得し、卒業後も3年間にわたり農業法人で研修を重ねてこられ、新規就農するため農地を探していたところ、離農される譲受人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、野菜、果樹を栽培される予定です。

番号2番と番号3番は、交換にかかる案件であることから、一括説明をさせていただきます。

番号2番は、北山田町に住所を有する譲受人が、譲渡人所有の北山田町地先の畑1筆388㎡を交換にて取得されようとするものです。

また、番号3番は、北山田町に住所を有する譲受人が、譲渡人所有の北山田町地先の田1筆388㎡を交換にて取得されようとするものです。

両案件とも、農地を集約する意向から、交換を行われるものです。

栽培計画については、引き続き田は水稻、畑は野菜を栽培される計画です。

番号4番は、追分五丁目に住所を有する譲受人が、高齢のため経営規模を縮小されようとする譲渡人が所有する、下笠町地先の田1筆2,979㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、同居の息子さんと共に農業経営をされており、経営規模拡大のため、自身所有農地の近隣で農地を探していたところ、隣接農地を所有する譲渡人と話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

なお、番号1番から4番の農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、1番におかれましては、営農計画、経営管理に関する目標ならびに農業従事の態様に関する目標について確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

2番から4番におかれましては、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、農地取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、1番ならびに4番においては、生産組合長より同意をいただいております。

また、2番3番においては、お住まいの地域ならびに現在所有の農地の地域内であり問題ございません。

以上のことから、番号1番から4番の各案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請4件につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番 奥村厚夫委員をお願いします。

1番
奥村

12月2日、辻推進委員さんと現地確認をおこないました。譲受人の方はそのまま引き続き野菜、果樹を栽培されていくとのことでございます。現状のままですので、隣地関係も問題ございません。その他内容につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番と3番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員をお願いします。

5番 12月18日、現地確認をおこないました。内容につきましては、事務局
中島 からの説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

会長 番号4番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

8番 譲受人の方は、すでに下笠に農地をお持ちです。譲渡人の方、譲受人の方
田中 ともに担い手さんに耕作依頼をされておられる方です。現地確認も行いまし
た。内容につきましては事務局から説明がありましたとおりです。問題はご
ざいませぬ。よろしくお願いいたします。

会長 これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方
は、挙手そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよ
うお願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第1号「農地法第3条第1項の規定によ
る申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番までの案件を原
案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可を
することについて」番号1番から4番までの案件を原案のとおり決定いたし
ました。

会長 次に、日程第6議第2号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、
許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題し、事務局より議案
の朗読と説明を願います。

事務局 議第2号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等
の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、2件です。議案書は、9ページです。

番号1番は、追分南三丁目に事務所を有し、不動産業および建設業を営む法人こと、譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する岡本町地先の登記地目田、現況畑2筆計1,018㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、市内を中心に建設業を営む事業者であり、近年の物価高騰により、一定量の建設資材の備蓄を余儀なくされる中、事業拠点からも近く、現在所有されている資材置場とも一体利用が可能な当該地を適地と判断し、所有者と交渉していたところ、今回話がまとまったため本申請をなされました。

申請地は、東側の傾斜地を含んだ土地利用計画となっており、敷地は道路高に合わせるよう、40cm程度の盛土を行い、傾斜地部分については、高さをすり合わせるように、最大2m50cm程度の盛土を行い、土砂が流入しないように、法面処理を行われます。

雨水排水については、敷地勾配を、隣接する北側の里道に向けて付け、申請地内に水路を設置し、既設の北側水路に放流されます。

隣接地は、宅地・道路および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、栗東市に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する北山田町地先の畑2筆計655㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、県内一円で、土木、建設業を行う事業者であり、事業拡大により現在使用中の資材置き場が手狭になってきたため、今回申請地を適地として申請をされたものであります。

車両の出入口部分を除く、隣地との境界については、コンクリートブロックを設置し、また、車両の出入りを行う道路高に合わせ、10cm程度の盛り土および切り土を行います。

雨水排水は、敷地内南側に雨水枡を設置し、南側の市道側溝に放流される計画となっています。

隣接地は、畑・山林および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地から500m以内に、市立山田小学校、および松原中学校があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上2件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号1番奥村厚夫委員をお願いします。

1番奥村 12月16日、辻推進委員さんと現地確認をいたしました。周囲は、里道、雑種地、宅地ですので隣地承諾の必要もありません。その他の内容につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。問題はありません。

会長 2番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員をお願いします。

5番中島 12月10日現地確認をおこないました。問題ございませんでした。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第2号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番

の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第2号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 私、田中治嗣、議席番号10番 田中廣之委員の各委員が当事者でございますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。

関係事案終了後、入室していただきます。議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 私、田中治嗣、議席番号10番 田中廣之委員の各委員は退席を願います。

(各委員 退席)

局長 総会の議長であり、議事進行役こと議席番号9番 田中治嗣委員は、議事参与の制限ため退席いただきました。

ここからは、草津市農業委員会規程第2条第3項の規定により、副会長の議席番号8番 田中実委員が職務を代理いただきます。

副会長 それでは、議第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

まず、制度の移行期間にありますことから、議題3号と議題4号の違いを簡潔に説明した上で、議第3号について説明してください。

農林水産課 本年もよろしくお願いたします。

課長 それでは、議第3号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求めるものです。

1 ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。左上を御覧いただきまして、今回は全体で166筆、計270,124㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。内訳といたしましては、田が、161筆で面積は265,259㎡、畑が5筆で面積は4,865㎡でございます。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。全体の合計筆数は1,757筆、面積は2,832,504.34㎡となっております。内訳といたしましては、田が1,706筆で、2795,319.34㎡、畑が51筆で3万7,185㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が0筆、3年以上6年未満が14筆、6年以上9年未満が0筆、9年以上12年未満が152筆、計166筆です。農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

なお、11ページ目に掲載しております8筆につきましては、耕作者変更に伴い改めて権利設定がなされる農地の詳細でございます。

今回耕作者変更する農地については、すでに農地中間管理事業での権利設定がなされているものであるため、草津市内の農地全体における権利設定された農地の割合には影響いたしません。

以上で令和7年2月28日公告予定の、農用地利用集積等促進計画の内容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

副会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上でご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

副会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第3号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

副会長

挙手全員であります。

よって、議第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

副会長 審議が終了しましたので議席番号3番 杉江善博委員、議席番号9番 田中治嗣委員、議席番号10番 田中廣之委員の入場を認めます。

副会長 スムーズな議事運営に、ご協力いただきありがとうございました。
それでは、議事進行を田中会長に戻します。

会長 次に、日程第8議第4号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 課長 それでは、議第4号農用地利用集積計画（案）について、説明させていただきます。

こちらは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）について、農業委員会の決定を求めるものです。

1ページめくっていただきまして、こちらは所有権移転の各筆明細になります。売り手から買い手に農地の所有権が移転されます。次ページは移転される農地の位置図になります。

農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転につきましては、農地法第3条による手続きが不要であり、その要件としましては、売り手についてはございませんが、買い手については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定されており、1. 農用地利用集積計画の内容が本市基本構想に適合するものであること。2. ①農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、②農作業に常時従事すること、が要件となっています。具体的には、認定農業者の方などが対象となります。

当該法人は本市基本構想に基づく法人であり、農用地を効率的に利用して耕作を行っており、耕作者としては十分であると判断したため、所有権移転については問題ないものとなりました。

次に利用集積計画による所有権移転のメリットとしましては、売り手側は、800万円の譲渡所得にかかる特別控除を受けることができ、買い手側は、登録免許税の税率が2%が1%に、不動産取得税は課税額の1/3が控除となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第4号「農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第4号「農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時40分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和7年1月10日

会 長 田中 治嗣 _____

署名委員 今井 修 _____

署名委員 田中 廣之 _____